

(証券コード 9078)  
2019年6月7日

株 主 各 位

岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地

**株式会社 エスライン**

取締役社長 山 口 嘉 彦

## 第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第80期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時25分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11  
じゅうろくプラザ 5階 大会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第80期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第80期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件決議事項
  - 第1号議案 剰余金の配当の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
  - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
  - ◎ 連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://sline.co.jp/>）に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載していません。  
なお、会計監査人、監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知に記載の内容のほか、この連結注記表および個別注記表も含まれております。
  - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://sline.co.jp/>）に掲載させていただきますので、ご了承ください。

(添付書類)

# 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善等を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。が、実質所得の伸び悩みが個人消費を抑制するとともに、米中貿易摩擦、英国のEU離脱問題、中国経済の減速等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要な事業であります物流関連業界におきましては、深刻化するドライバーを中心とした労働力不足や輸送供給力の低下を補完するための備車費・外部委託費の増加に加え、原油価格の上昇による燃料費の増加等、引き続き経営環境は厳しい状況となっております。

このような状況のもと、当社グループでは、本年度を最終年度とする中期経営計画（スローガン：「エスラインブランドの確立に向けて」）の経営目標の達成と企業価値の向上に向けて、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、営業収益491億36百万円（前期比4.9%増）で、3期連続で過去最高額を更新しました。利益面では、人材確保のための人件費や取扱貨物量の増加による備車費・外部委託費の増加、燃料費、減価償却費の増加がありましたが、営業利益16億87百万円（前期比16.0%増）、経常利益17億56百万円（前期比15.1%増）となり、いずれも過去最高額となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券評価損を2億39百万円計上したことにより9億69百万円（前期比1.7%減）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### [物流関連事業]

物流関連事業の主な事業収益は、貨物自動車運送事業、倉庫業、自動車整備事業、情報処理サービス業、損害保険代理業等があります。

トラックによる企業間輸送を主とする輸送サービス部門では、適正な水準への運賃改定と諸料金の収受に向けた営業活動を積極的に進めました。その結果、15億50百万円の収入増に寄与いたしました。また、総合ディスカウントストアへの店舗配送業務のエリア拡大や一般雑貨商品の取扱貨物量が増加し増収となりました。また、昨年10月には特別積合せ部門の中核会社である(株)エスラインギフトの西淀川支店（大阪市西淀川区）を、従来のホーム面積の約2倍に増床し新たな支店として同地区内に新築移転し、関西地区における特別積合せ部門の拠点強化と配送網の充実と営業力強化に努めてまいりました。この結果、輸送サービス部門では19億20百万円の増収となりました。

商品保管や物流加工を行う物流サービス部門では、大手流通グループ専門店での販売不振が続き、物流加工業務の取扱量が減少しましたが、飲料や自家用車の夏冬タイヤの保管・配送業務の増加、昨年10月に開設した(株)エスラインギフ豊田第2物流センターでの、自動車関連部品の保管・配送業務が稼動したこと、さらには、昨年11月に(株)スワロー急送では、2か所あった物流センターを岐阜市柳津町の1か所に統合、新築移転し、床面積も約2倍に拡大したことから、保管・物流加工・EC通販物流等、様々なご要望にお応えできる物流センターとして、事業拡大に向けた営業活動を強化したことにより、物流サービス部門では1億40百万円の増収となりました。

大型貨物の個人宅配を行うホームサービス部門では、昨年夏の猛暑によるエアコン販売数量の大幅増加、冷蔵庫・洗濯機を中心とした白物家電の販売数量の増加、前期に導入したユニック車(クレーン付車両)を活用した大型商品の配送・設置業務の拡大、および、配送料金改定の大きく寄与した結果、3億25百万円の増収となりました。

また、引越しサービスの拡大にも積極的に取り組みました。「スワロー引越便」のPR活動を始め、社内に開設した「引越研修センター」での担当者の定期的な実技訓練の実施、引越し作業や大型商品配送時の作業手順・留意点を紹介する動画サイト(SL-PORTAL)を開設し、パソコンやモバイル端末に配信し、現場での基本動作の確認に活用する等、さらなる作業品質の向上にも努めてまいりました。この結果、ホームサービス部門全体では3億54百万円の増収となりました。

しかしながら、物流関連事業全体における当第4四半期連結会計期間は、運賃改定効果(運賃収受率)の鈍化に加え、アパレル関連の物流加工業務の減少が顕著となり、営業収益の伸長は第3四半期連結会計期間に比べ半分以下となりました。また、費用面では、待遇改善による人件費および原油価格の上昇による燃料費等の増加に加え、備車会社・外部委託会社・中継会社からの値上げ要請や、協力会社への支払い運賃・諸料金が増加いたしました。

このような経費増加の要因はありましたものの、当社グループではESGへの取り組みの一環として、環境への負荷軽減と、ドライバーへの身体的な負担が少なく、労働環境のさらなる改善を図ることを目的に、本年2月に電気小型トラック「e Canter(イー・キャンター)、車両総重量7.5トン(準中型免許対応)」を(株)エスラインギフに4台、(株)エスライン各務原に1台、合計5台導入し、中部地区、特に岐阜・名古屋地区での企業間輸送のための集配業務やルート配送用の車両として稼動を開始いたしました。

この結果、物流関連事業の営業収益は483億22百万円(前期比5.0%増)となりました。

#### [不動産関連事業]

不動産関連事業におきましては、当社グループ各社にて保有している不動産の有効活用を図るために、外部への賃貸事業を営んでまいりました。

この結果、不動産関連事業の営業収益は4億66百万円(前期比1.6%増)となりました。

[その他事業]

その他事業として、旅客自動車運送事業および売電事業を営んでおります。旅客自動車運送事業におきましては、これまで取り組んでまいりました競輪場のファンバスの運行業務が終了したことにより減収となりました。

また、売電事業におきましては、(株)エスラインギフの名古屋第1・第2センター、豊橋支店、豊田支店、豊田センターおよび(株)スリーエス物流の本社第1センターの計6か所で発電を行っております（総発電量1,333.96kW）が、前期に比べて減収となりました。

この結果、その他事業の営業収益は3億48百万円（前期比11.8%減）となりました。

### セグメント別営業収益

区 分	前連結会計年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)		当連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)		前期比
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
物 流 関 連 事 業	46,004	98.2%	48,322	98.3%	5.0%
不 動 産 関 連 事 業	459	1.0	466	1.0	1.6
そ の 他 事 業	394	0.8	348	0.7	△11.8
合 計	46,858	100.0	49,136	100.0	4.9

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は、37億90百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

### ① 当連結会計年度中に取得した主要な設備

ア. 車両179台（大型車36台、4t車68台、2t車43台、2t車未満17台、バス1台、フォークリフト14台）を購入いたしました。

イ. 連結子会社(株)エスラインギフの豊田第2物流センターA棟（2階建、延床面積4,081.38㎡）およびB棟（2階建、延床面積1,398.41㎡）ならびに西淀川支店（2階建、延床面積2,660.78㎡）を新築いたしました。

ウ. 連結子会社(株)スワロー急送の本社物流センター（3階建、延床面積8,973.58㎡）を新築いたしました。

### ② 当連結会計年度中において実施した重要な固定資産の撤去

連結子会社(株)エスラインギフ西淀川支店の新築移転に伴い、旧施設（2,218.64㎡）の取り壊しをいたしました。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資に要した資金は、2017年9月に実施した公募増資および第三者割当増資により調達した資金、借入金、ならびに自己資金を充当しております。

また、機動的かつ安定的な資金調達手段の確保を目的として、2019年3月に、取引銀行4行と総額30億円のコミットメントライン契約を締結しております。

### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復が続くことが期待されておりますが、中国経済の減速を始め各国の成長鈍化等を背景とした、先行き不透明な状況も続くことが想定されます。物流関連業界におきましては、消費活動に力強さが見られず、取扱貨物量の拡大は期待できないものと予想されます。また、絶対的な労働力不足のなか、働き方改革関連法の施行による、労働環境の改善への取り組み、不安定な原油価格の動向、さらには、安全装置や環境対応に向けた車両導入等のコスト増加要因も見込まれ、当社を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続くことが予想されます。

こうしたなか、当社グループでは、「輸送ネットワークと拠点物流サービスを人材・品質・技術で強化拡充する」を基本方針とする、新中期経営計画「スローガン：エスラインブランドの価値向上」（2020年3月期から2022年3月期）を策定いたしました。

- ① 事業構造の改革（1.輸送サービスの充実、2.物流サービスの拡大、3.ホームサービスの成長）
- ② 働き方改革・人事制度の確立
- ③ ESGへの取り組み

を経営戦略の柱に、組織体制の改革、人材確保と育成、営業サービスの強化、業務の効率化と生産性向上、先進技術の導入等を着実に実行することにより、利益率の改善を目指した新中期経営計画の目標達成と企業価値のさらなる向上に取り組んでまいります。その中でも特に、昨年稼動を開始した(株)エスラインギフ豊田第2物流センターや西淀川支店、(株)スワロー急送の本社物流センターの稼動状況を確認し、さらなる収益性の向上を図ってまいります。

また、本年5月に(株)エスライン郡上にて移動ラック式定温管理倉庫を、本年11月には(株)エスラインギフの本社敷地内に省力化を目指した中部地区では最大規模となる自動ラックシステムを導入した飲料保管用倉庫を新築し、早期の安定稼動実現と物流サービスの事業拡大に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第77期	第78期	第79期	第80期(当連結会計年度)
		2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
営 業 収 益 (百万円)		44,267	44,478	46,858	49,136
経 常 利 益 (百万円)		1,580	1,519	1,525	1,756
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		1,123	1,224	986	969
1株当たり当期純利益(円)		110.28	117.29	91.24	87.88
総 資 産 (百万円)		31,775	32,818	33,868	36,678
純 資 産 (百万円)		17,947	18,653	20,105	21,108
1株当たり純資産額(円)		1,694.10	1,768.90	1,822.48	1,913.40

(注) 前連結会計年度の総資産の金額については、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

### ② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第77期	第78期	第79期	第80期(当期)
		2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
営 業 収 益 (百万円)		585	579	626	804
経 常 利 益 (百万円)		358	340	378	550
当 期 純 利 益 (百万円)		173	365	391	312
1株当たり当期純利益(円)		17.01	34.97	36.23	28.29
総 資 産 (百万円)		9,789	10,364	11,230	16,880
純 資 産 (百万円)		9,406	9,949	10,699	11,019
1株当たり純資産額(円)		928.13	943.48	969.89	998.90

(注) 前事業年度の総資産の金額については、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

**(6) 重要な親会社および子会社の状況**

## ① 親会社との関係

当社は親会社を有していません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社エスラインギフ	50 <sup>百万円</sup>	100.00 %	貨物自動車運送事業 旅客自動車運送事業
株式会社エスライン九州	80	100.00	貨物自動車運送事業
株式会社エスラインヒダ	55	100.00	貨物自動車運送事業
株式会社スリーエス物流	50	100.00	貨物自動車運送事業
株式会社エスライン奈良	20	100.00	貨物自動車運送事業
株式会社スワロー物流東京	20	100.00	貨物自動車運送事業
株式会社エスライン郡上	10	100.00	貨物自動車運送事業
株式会社スワロー急送	10	100.00	貨物自動車運送事業
株式会社エスラインミノ	10	100.00	貨物自動車運送事業
株式会社エスライン各務原	10	100.00	貨物自動車運送事業
株式会社エスライン羽島	10	100.00	貨物自動車運送事業

## ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

**(7) 主要な事業内容**

当社は、純粋持株会社としてエスライングループ各社の経営指導および運営管理を行っており、また、同グループ各社は小口商業貨物・貸切貨物・引越貨物・宅配貨物等の貨物自動車運送事業、倉庫業、旅客自動車運送事業、自動車整備事業、不動産賃貸業、情報処理サービス業、損害保険代理業等を行い、各社がそれぞれの区域と分野を分担しながら有機的に結合し、相互に協力して事業活動を展開しております。

(8) 主要な営業所等

① 当社

岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地に本社を置き、エスライングループ全体を統括管理いたしております。

② 子会社

主要な拠点等

会社名	主要な事業内容	車両台数	主要な営業所
株式会社エスラインギフ	貨物自動車運送事業	1,341 <sup>台</sup>	札幌市、川口市、東京都江東区、浜松市、清須市、岐阜県羽島郡岐南町、京都市、大阪市、福岡市
	旅客自動車運送事業	43	岐阜県羽島郡岐南町
株式会社エスライン九州	貨物自動車運送事業	150	鹿児島市、宮崎市、熊本市、鳥栖市
株式会社エスラインヒダ	貨物自動車運送事業	221	高山市、富山市、岐阜県羽島郡岐南町、中津川市
株式会社スリーエス物流	貨物自動車運送事業	103	一宮市、四日市市
株式会社エスライン奈良	貨物自動車運送事業	85	天理市
株式会社スワロー物流東京	貨物自動車運送事業	48	川口市
株式会社エスライン郡上	貨物自動車運送事業	43	郡上市
株式会社スワロー急送	貨物自動車運送事業	39	岐阜市
株式会社エスラインミノ	貨物自動車運送事業	77	岐阜県羽島郡岐南町
株式会社エスライン各務原	貨物自動車運送事業	63	各務原市、愛知県丹羽郡大口町
株式会社エスライン羽島	貨物自動車運送事業	51	羽島市



**(9) 従業員の状況****① 企業集団の従業員数の状況**

	従業員数	前期末比増減
合計	2,081名	19名(減)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。  
2. 臨時従業員の年間平均雇用人員数は、1,266名であります。(1日8時間換算)

**② 当社の従業員数の状況**

純粋持株会社であり業務を委託しているため、従業員はおりません。

**(10) 主要な借入先**

借入先	借入額
株式会社大垣共立銀行	1,593 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	612
みずほ信託銀行株式会社	383
株式会社十六銀行	320
株式会社みずほ銀行	253

**(11) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(12) 事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(13) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(14) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

該当事項はありません。

**(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,847,000株  
 (2) 発行済株式の総数 11,095,203株 (自己株式346株を含む)  
 (3) 株主数 3,718名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 美 美 興 産	1,323 <sup>千株</sup>	11.92 %
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	500	4.51
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	500	4.50
株 式 会 社 十 六 銀 行	493	4.45
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	385	3.47
王 子 運 送 株 式 会 社	364	3.28
エ ス ラ イ ン 従 業 員 持 株 会	364	3.28
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	363	3.27
株 式 会 社 市 川 工 務 店	320	2.88
村 瀬 博 三	306	2.76

- (注) 1. 持株比率は、自己株式346株を控除して計算しております。  
 2. 自己株式数には、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」のために設定した、みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口)) が所有する当社株式63,100株は含まれておりません。  
 3. 有限会社美美興産は、当社代表取締役である山口嘉彦およびその親族が株式を保有する資産管理会社であります。

### (5) 政策保有株式に関する方針

当社は、政策保有株式の保有の可否につきましては、当該保有先との事業上の円滑かつ良好な取引関係の維持・強化、経営戦略上の重要な事業提携等の保有目的などを総合的に勘案した結果、その保有の意義が認められるものを除き、原則保有しないことを基本方針としております。

また、保有にあたりましては、毎年取締役会において、個別銘柄毎に保有目的の適切性や中長期的な経済合理性や将来の見通し、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等の観点からその保有の意義の検証を行っております。検証の結果、保有意義がないと判断したものについては、売却・処分いたします。

政策保有株式の議決権の行使につきましては、その議案の内容を十分に精査したうえで、適切に議決権を行使いたします。

- (6) **その他株式に関する重要な事項**  
該当事項はありません。

### 3. **会社の新株予約権等に関する事項**

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
※取締役社長	山 口 嘉 彦	(株)エスラインギフ 取締役社長 (株)エスライン九州 取締役会長 (株)エスラインヒダ 取締役会長 (株)スリーエス物流 取締役会長 (株)エスライン奈良 取締役会長 (株)スワロー物流東京 取締役会長 (株)エスライン郡上 取締役会長 (株)スワロー急送 取締役会長 (株)エスラインミノ 取締役会長 (株)エスライン各務原 取締役会長 (株)エスライン羽島 取締役会長
取締役副社長	村 瀬 博 三	管理部門統括
取 締 役	桑 原 等	輸送関連業務担当 (株)エスラインヒダ 取締役社長
取 締 役	白 木 武	経営企画・財務・I R・統制業務担当
取 締 役	加 藤 孝 一	輸送関連業務担当 (株)スリーエス物流 取締役社長
取 締 役	青 木 浩 一	総務・法務・広報業務担当
取 締 役	堀 江 繁 幸	輸送業務担当
取 締 役	村 瀬 明 治	内部監査担当
取 締 役	笠 井 大 介	輸送業務担当
取締役(監査等委員・常勤)	辻 上 忠 範	
○取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	中 村 源 次 郎	(株)秋田屋本店、日本養蜂(株)、ハネックス(株) 代表取締役社長
○取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	岡 本 実	(株)アクト・デザインズ 代表取締役会長

- (注) 1. ※印は、代表取締役であります。  
 2. ○印は、社外取締役であります。  
 3. 監査等委員 辻上忠範は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。  
 4. 社外取締役 中村源次郎は、2018年9月に中村 正から中村源次郎に改名しております。  
 5. 社外取締役 中村源次郎および岡本 実は、当社が上場する金融商品取引所(株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所)に対し、独立役員として届け出ております。  
 6. 当事業年度中の取締役の担当の変更  
 2019年3月18日付で、取締役の担当が次のとおり変更となりました。

氏 名	新	旧
村瀬明治	内部監査担当	輸送業務担当

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結しておりません。

## (3) 取締役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	9名	47百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	15百万円 (3百万円)
合 計 （うち社外取締役）	12名 (2名)	62百万円 (3百万円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第76期定時株主総会において、年額1億円以内（賞与を含む。）と決議いただいております。  
また、報酬限度額とは別枠で、2017年6月29日開催の第78期定時株主総会において決議いただき導入した業績連動型株式報酬制度（株式給付信託（BBT））に基づき、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額は、次のとおりであります。  
・取締役9名 3百万円
2. 監査等委員の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第76期定時株主総会において、年額2,000万円以内（賞与を含む。）と決議いただいております。
3. 取締役の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額として、次の金額を含んでおります。  
・取締役12名 6百万円（うち社外取締役2名 0百万円）

## (4) その他会社役員に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 社外取締役 中村源次郎氏
- ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
（株）秋田屋本店、日本養蜂（株）、ハネックス（株）の代表取締役社長であります。当社との間には特別の利害関係はありません。
- イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係  
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況  
（ア）取締役会への出席状況および発言状況  
当事業年度開催の取締役会21回のうち19回に出席し、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、必要な意見を述べております。

- (イ) 監査等委員会への出席状況および発言状況  
当事業年度開催の監査等委員会15回全てに出席し、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
  - エ. 当社の子会社から当該事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。
- ② 社外取締役 岡本 実氏
- ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
(株)アクト・デザインズの代表取締役会長であります、当社との間には特別の利害関係はありません。
  - イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係  
該当事項はありません。
  - ウ. 当事業年度における主な活動状況
    - (ア) 取締役会への出席状況および発言状況  
当事業年度開催の取締役会21回全てに出席し、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、必要な意見を述べております。
    - (イ) 監査等委員会への出席状況および発言状況  
当事業年度開催の監査等委員会15回全てに出席し、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
  - エ. 当社の子会社から当該事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称  
有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
  - ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬  
36百万円
  - ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
36百万円



- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合および継続監査年数等を勘案しまして、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (5) 現に受けている業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

### (6) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

### (7) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

### (8) 当社子会社の会計監査人の状況

該当事項はありません。

### (9) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社または子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. エスライングループ各社は、在籍者全員に対し、「国内の法令、定款、社内規程および企業倫理の遵守」（以下、「コンプライアンス」という。）を徹底し、オープンでフェアな企業活動を通じて社会から信頼される会社を目指すことを基本方針とする。

この基本方針に基づき、エスライングループ各社は、コンプライアンス推進規程およびコンプライアンス実践の基準を定める「社員行動基準」を制定する。

イ. 万一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合には、コンプライアンス推進委員会を開催し、当該事態の対応と処分および再発の防止を審議する。

ウ. エスライングループ各社は、証券取引に関連する法令および証券取引所の諸規程を遵守するとともに、インサイダー取引規制に関し厳重に管理する。

当社は、エスライングループ各社に関する経営関連情報の公正かつ適時、適切な開示を実施する。

エ. エスライングループ各社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ア. 取締役会（当社を除くエスライングループ各社は、役員会）での決議状況および各取締役の業務執行の決裁状況ならびにその監督等に係る情報・文書等は、取締役会規程、役員会規程および稟議規程ならびに文書管理に関する社内規程に従い、適切に保存および管理（廃棄を含む）する。なお、取締役は、これらの情報・文書等を常時閲覧できるものとする。

イ. 内部統制担当取締役は、必要に応じて職務執行情報の保存および管理の運用状況に関する検証と各規程等の見直しを行い、取締役会への報告を行う。

ウ. コンプライアンスに関する事態が発生した場合において、特に取締役との関連性が高いなどの重要な問題は、取締役会（当社を除くエスライングループ各社は、役員会および当社）への報告事項とする。

- ③ 当社または子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
エスライングループ各社は、経営を取巻く各種リスクを分析し、事業の円滑な運営に重大な影響を及ぼす損失に適確に対処し、株主、顧客および社員の安全と損失の低減および再発の防止を図り、事業継続を可能にすることを目的とした「リスクマネジメント基本方針」ならびに「リスク管理諸規程」を制定する。これに基づき、エスライングループ各社は、リスクカテゴリー毎の責任部署等を定め、リスクマネジメント推進活動を積極的に展開する。  
当社の「総務・法務・広報業務」担当取締役は、内部監査等により「法令および定款」違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為等が発見された場合には、当該危険の内容およびそれらがもたらす損失の程度等について直ちに内部統制担当取締役に通報される体制を構築する。  
また、大規模な事故、災害等が発生した場合は、直ちに対策本部を設置し、状況の把握、初期対応の実施および再発の防止を行う。
- ④ 当社または子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
ア. 経営計画のマネジメントについては、エスライングループ各社の年度計画に基づき、業績目標および予算を提示し、それぞれの事業会社または事業セグメント等の業務執行を委託された取締役および経営執行責任者が、決定された目標達成のための活動を行う。  
また、内部統制担当取締役は、設定した目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じて定期的に検証を行う。  
イ. 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程で定める取締役会（当社を除くエスライングループ各社は、役員会）への付議事項に関し、当該事項を漏れなく付議することを遵守し、議題の審議に関する十分な資料が事前に役員に配付される体制を構築する。  
ウ. 日常の職務執行に際しては、職務分掌等に基づき権限の委譲が適正に行われ、稟議規程に定める決裁基準等に基づき決裁権限のある責任者が適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
ア. 当社は、エスライングループの内部統制を担当する「統括管理部署」を設置し、エスライングループ各社への指導・支援を実施する。  
イ. 統括管理部署は、エスライングループ各社の管理規程の作成を指導し、エスライングループ各社における取締役の重要な業務執行に関する事前報告体制および意思決定体制を構築する。  
ウ. 当社は、内部統制担当取締役がエスライングループの内部監査を担当する部署との十分な情報交換を行い、エスライングループ各社間における不適切な取引または会計処理を防止するための「内部監査体制」を構築する。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項  
監査等委員会の職務の補助者は内部監査担当とする。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会の職務の補助者は、専任とし、その具体的な内容については、監査等委員会の意見を聴取し、関係部門を担当する取締役の意見も十分に考慮して決定する。  
また、この場合には、当該補助者の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とし、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。
- ⑧ 当社または子会社の取締役および使用人等から監査等委員会への報告に関する体制  
エスライングループ各社の取締役および使用人等は、当社の監査等委員会の定める監査等委員会規程に従い、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または当社もしくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他当社の監査等委員会が求める報告および情報提供を行わなければならないものとする。
- ⑨ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
エスライングループ各社は、在籍者がコンプライアンスに違反する行為を発見した場合の報告体制として、通報者のプライバシー保護と不利益処遇禁止保護等通報者の権利保護については、万全に配慮するものとする。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
当社の監査等委員の職務の執行に関する費用や債務の処理については、監査等委員会の職務の執行に関するものでないことが明らかである場合を除き、会社法第399条の2第4項に基づき速やかに、かつ適正に行うものとする。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
エスライングループ各社の役員は、当社の監査等委員会の要請による個別ヒアリングの機会を設けるとともに、業務の適正を確保する上で、必要な各種会議への当社の監査等委員の出席を確保する。なお、当社は、代表取締役社長および会計監査人それぞれと当社の監査等委員会との間における定期的意見交換会を設置する。また、エスライングループ各社の役員は、監査の実効性確保に係る当社の監査等委員会の意見を十分に尊重するものとする。



## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、長期的な企業業績の維持向上を図るため、グループの競争力強化に向け、コーポレートガバナンスの確立を重要課題として認識し、その強化に取り組んでおります。

様々なガバナンスの仕組みを整備するとともに、監査・監督機能のさらなる強化を図るため、2015年6月26日開催の第76期定時株主総会での承認を得て監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この機関設計の変更により、経営の効率性、健全性および透明性の高い経営の実現を目指すとともに、コーポレートガバナンスのさらなる充実 に努めます。

当社は、株主様の権利の確保、その権利の有効な行使のため、少数株主様、外国人株主様を含む全ての株主様の平等な取扱いに配慮いたします。また、当社の経営理念のもと、様々なステークホルダーの立場とダイバーシティ（多様性）を十分に尊重し、かつコンプライアンスを遵守する企業文化・風土の醸成に努める所存であります。

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 当社または子会社の取締役および使用人の職務の執行について、毎月1回開催する取締役会では、経営方針・法令等で定められた重要な経営課題についての決定を行い、その他日常的な業務の監督・決定・統括等については、常務会（常勤役員および部長で構成・概ね毎週1回開催）という機関のもと、稟議書事項および業務に関して、意思の共有と執行決定を行っております。
- ② 子会社および各支店で発生する諸問題および業務執行の適正化を図るため、グループトップ会議（3ヶ月に1回開催）・本部長会議（隔月開催）を開催し、子会社の取締役や各本部の本部長からの報告を受け、適切な指示を行っております。
- ③ コンプライアンスに対する取り組みとして、全社員に会社が定めたコンプライアンス推進規程を掲載した手帳（エスラインの姿勢）を携行させ、各種会議時に「コンプライアンス宣言（社員行動基準）」を唱和し、その会議議事録を内部監査部門が内部監査時に確認することにより、法令遵守の徹底を図っております。
- ④ 当社の取締役は、当社グループの重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるため、各種トレーニングの機会を取締役会年間計画の中で定めたくうで実施しております。
- ⑤ 当社取締役会は、適切な業務執行の決定および監督機能の点から取締役会の実効性を分析・評価するため、毎年、取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対し、記名式アンケートを実施しております。取締役会は、アンケートに記載された取締役の評価結果に基づき、取締役会の実効性を分析・評価しております。取締役会は、本取り組みを通じて、より実効性の高い取締役会の実現を目指してまいります。また、その結果の概要について、当社ウェブサイト上において開示しております。
- ⑥ 法令順守およびリスク管理等の徹底のために、「コンプライアンス推進委員会」「リスクマネジメント推進委員会」を設置し、グループ会社の各部署・支店と情報の共有化を図り、内部統制システムの充実等に積極的に取り組んでおります。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

- ① 当社グループは、企業価値の向上と株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、事業の効率化および拡大に必要な内部留保の充実を勘案しつつ、安定的な配当の継続と、当社グループの経営成績や経営環境の変化に応じた適切な利益還元を行うことを基本方針としております。
- ② 配当方針の変更（中間配当の実施）について  
当社は、これまで剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としておりましたが、株主の皆様への利益還元の機会を充実させ、株式を継続して保有していただくことを目的として、2019年5月10日開催の取締役会での決議により、中間配当と期末配当の年2回実施する方針に変更し、2020年3月期より中間配当を実施することといたしました。

### (4) 当社の中期経営計画

- ① 名称  
“エスラインブランドの価値向上” Think next Value
- ② 計画期間  
2019年4月1日から2022年3月31日（3ヵ年）
- ③ 基本方針  
輸送ネットワークと拠点物流サービスを人材・品質・技術で強化充実する  
ア. 事業構造の改革  
当社グループはブランド価値をさらに高めるため、グループネットワークを活かした事業を戦略的連携の展開により、グループ全体の収益構造を変革し、営業利益の向上を目指します。また、働き方改革を推進し、人材を活用し、社員の意識改革を促進するなど、社内風土の醸成を図るための企業環境を整備して、継続成長を目指します。  
そのために、グループ各社の事業特性を活かし、さらに発展させるための新たなグループ連携体制の構築や、共通機能の編成によるさらなる組織強化により、社会環境や経済情勢への変化に迅速、かつ、柔軟に対応できる事業構造を構築します。  
（ア）輸送サービスの充実  
当社グループの強みである関東・中部・関西および九州エリアを結ぶ、輸送ネットワークの充実を図り、複合輸送サービスの再構築により一層の拡充を図ります。  
輸送手段の変革と先進技術の導入により、人員不足の中での作業の効率化・省力化を進めてまいります。  
（イ）物流サービスの拡大  
輸送ネットワークと多様な輸送手段を持つ強みを活かして、成長地域・領域での物流サービスを競争優位な事業に成長させます。  
（ウ）ホームサービスの成長  
一層の作業品質の向上と輸送ネットワークとの連携を図り、「大型商品の宅配（B toC）」と「引越しサービス」を収益性の高い事業に成長させます。  
イ. 働き方改革・人事制度の確立  
物流環境に適した人事制度を確立します。  
安全・安心と、働く喜びを感じる、職場環境を構築します。  
ウ. ESGへの取り組み  
安全で環境にやさしい企業として、高品質な物流サービスで地域社会に貢献します。  
エスラインで働く喜びを家族で感じられる企業として成長します。



## ④ 経営目標

	2022年3月期（最終年度）
営業収益	560億円
経常利益額（率）	25億7千万円（4.6%）
ROE	6.5%
自己資本比率	50.0%以上

## (5) 会社の支配に関する基本方針

## ① 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、経営の基本理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値の源を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続して確保し向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社株式の自由な売買は株主の皆様には保障された当然の権利であり、また、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであります。

また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案またはこれに類似する行為がなされた場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するのではなく、これに応ずるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要かつ十分な情報や時間を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

## ② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

<中長期的な経営戦略に基づく取り組み>

当社は、多数の投資家の皆様には長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、次の施策を実施しております。これらの取り組みは、上記①の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

当社は、陸軍統制令や終戦による統合・分離を経て、1947年に「岐阜トラック運輸株式会社」として設立以来、貨物運送事業を中心として、全国配送に向けた輸送路線網の拡大、大量高速輸送時代に先駆けたトレーラー輸送の開始、Sライン日本グループによる全国輸送ネットワーク体制の確立、業界初のオンラインシステム（スリーエスシステム）の稼働、子会社化方式による輸送周辺領域業務の取り組み等、お客様の様々なニーズにお応えすべく注力してまいりました。

また、当社は、グループ体制のさらなる発展と結束力の強化、収益力の向上、また、各事業会社の迅速な意思決定と環境変化にも機動的かつ柔軟な対応を図ることにより企業価値を高めることを目的として、会社分割によって2006年10月に純粋持株会社体制に移行し、現在に至っております。

当社グループは、貨物自動車運送事業のうち、主に小口商業貨物輸送（特別積合せ）事業を営むエスライングループ6社と地域や顧客に特化した物流サービス全般を行う事業会社13社、そして損害保険代理業や産地直送品販売を行う事業会社2社からなるスワログループで構成され、札幌から鹿児島までを結ぶ路線内に支店・営業所を有しておりますが、主には東京から福岡までの太平洋ベルト地帯を事業基盤としてトラック輸送を中心とした物流関連事業を営んでおります。

当社は、持株会社体制への移行により、運送事業、物品販売事業、情報処理事業、自動車整備事業等、輸送事業とその関連周辺分野を中心とした事業領域において経営資本と管理体制の効率化を推進し、当社グループの一層の利益体質の確立と企業価値の向上を図ることにより、ワンランク上の総合物流企業を目指し、日々注力しております。

#### <当社の経営理念>

当社は、会社創立以来、社是「和」のもと、「法の精神」、「社会貢献」、「環境と顧客優先」、「全員参加」を経営の基本理念として掲げ、「ときめき（自主性）、ひらめき（創造性）、こだわり（独自性）」の気持ちを持って、事業運営に取り組むことにより、「エスラインブランドを築く」を経営ビジョンとしております。今後につきましても株主の皆様をはじめ取引先、社員、地域社会等ステークホルダーとの深い信頼関係に基づき、着実な事業の発展と企業価値の安定的な向上に向けて注力してまいりたいと考えております。

#### ③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2017年6月29日開催の第78期定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして導入しておりました、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」について、従前のプランの一部内容の修正（以下、アからウのとおり）を行い、継続（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することについて、株主の皆様にご承認をいただいております。

本プランの従前のプランからの主な変更点は以下のとおりです。

- ア. 「大規模買付者から当社への必要情報の提供」について、当社取締役会が大規模買付者から提供を受けた必要情報に加えて、追加的に情報提供を求める場合の期限を「最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とする」旨を新たに決めました。
- イ. 「取締役会の決議、および株主総会の開催」について、大規模買付行為に対する対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合は、「大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない」旨を明確化するため新たに決めました。
- ウ. その他内容の解釈を明確にするための語句の修正、文言の整理等を行いました。

次に、本プランの概要は以下のとおりです。

ア. 当社株式の大規模買付行為等

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

イ. 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、取締役会に対し事前に、大規模買付者による意向表明書（大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含み、所定の内容を日本語で記載した文書）を提出したうえで、所定の必要かつ十分な情報を提供（情報が十分でない場合は追加情報を提出、なお、追加的に情報提出を求める場合の期限を、最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とする）し、取締役会による一定の評価期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）または株主検討期間を設ける場合には、取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に、大規模買付行為を開始するというものです。

ウ. 大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、対抗措置をとることがあります。

エ. 対抗措置の客観性・合理性を担保するための制度および手続  
対抗措置を講ずるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。

対抗措置をとる場合、その判断の客観性・合理性を担保するために、取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置の発動の是非について、勧告を行うものとします。

オ. 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、2020年6月30日までに開催予定の当社第81期定時株主総会終結の時までとなっております。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

④ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みであり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、①買収防衛策に関する指針の要件を充足していることおよび経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および金融商品取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっていること ②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること ③株主総会での承認により発効しており、株主意を反映するものであること ④独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を尊重するものであること ⑤デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 本事業報告は、次により記載いたしております。

1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 千株単位の株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
3. 前期比および前期増減率は、表示単位未満を四捨五入しております。
4. 出資比率および持株比率は、表示単位未満を切り捨てております。
5. 企業集団の営業収益等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>11,464</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,409</b>
現金及び預金	4,740	支払手形	619
受取手形	440	営業未払金	4,636
営業未収入金	5,590	短期借入金	330
貯蔵品	92	1年内返済予定の長期借入金	1,052
その他	600	リース債務	43
貸倒引当金	△0	未払法人税等	340
<b>固定資産</b>	<b>25,214</b>	賞与引当金	477
<b>有形固定資産</b>	<b>22,685</b>	役員賞与引当金	46
建物及び構築物	8,581	設備関係支払手形	4
機械装置及び運搬具	2,162	その他の	858
土地	10,813	<b>固定負債</b>	<b>7,160</b>
リース資産	129	長期借入金	2,040
建設仮勘定	822	リース債務	91
その他	175	繰延税金負債	1,352
<b>無形固定資産</b>	<b>97</b>	役員退職慰労引当金	108
その他	97	役員株式給付引当金	24
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,430</b>	退職給付に係る負債	2,797
投資有価証券	1,354	資産除去債務	498
退職給付に係る資産	52	その他	246
繰延税金資産	158	<b>負債合計</b>	<b>15,570</b>
その他	873	<b>(純資産の部)</b>	
貸倒引当金	△8	<b>株主資本</b>	<b>20,853</b>
<b>資産合計</b>	<b>36,678</b>	資本金	2,237
		資本剰余金	2,946
		利益剰余金	15,746
		自己株式	△77
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>254</b>
		その他有価証券評価差額金	378
		退職給付に係る調整累計額	△123
		<b>純資産合計</b>	<b>21,108</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>36,678</b>

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
営	業	収	益		49,136
営	業	原	価		45,696
営	業	総	利		3,439
販	費	及	一		1,752
営	業	業	利		1,687
営	業	外	収		
	受	取	利	息	0
	受	取	配	当	金
	仕	入	割	引	26
	受	取	手	数	料
	受	取	賃	料	10
	助	成	賃	料	26
	そ	の	収	入	13
				他	6
					101
営	業	外	費	用	
	支	払	利	息	8
	売	上	割	引	3
	債	権	売	却	損
	持	分	法	に	よ
	そ	の	よ	る	投
					資
					損
					失
					3
					0
					33
経	常	利	益		1,756
特	別	利	益		
	固	定	資	産	売
	投	資	有	価	証
	そ	の	の	券	売
					却
					益
					32
					7
					0
					40
特	別	損	失		
	固	定	資	産	除
	投	資	有	価	証
					券
					評
					価
					損
					61
					239
					301
税	金	等	調	整	前
	法	人	税	、	住
	法	人	税	等	及
					び
					事
					業
					税
					額
					645
					△118
					526
当	期	純	利	益	
					969
親	会	社	株	主	に
					帰
					属
					す
					る
					当
					期
					純
					利
					益
					969



# 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,237	2,946	14,965	△77	20,072
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△188		△188
親会社株主に帰属する 当期純利益			969		969
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	780	△0	780
当 期 末 残 高	2,237	2,946	15,746	△77	20,853

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その 他 の 包 括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	186	△153	32	20,105
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△188
親会社株主に帰属する 当期純利益				969
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	192	30	222	222
当 期 変 動 額 合 計	192	30	222	1,002
当 期 末 残 高	378	△123	254	21,108

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,221</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,025</b>
現金及び預金	143	営業未払金	31
		1年内返済予定の長期借入金	855
営業未収入金	21	未払金	5
		未払法人税等	8
関係会社短期貸付金	1,940	預り金	3,117
		役員賞与引当金	6
その他	115	その他	0
<b>固定資産</b>	<b>14,659</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,835</b>
		長期借入金	1,403
<b>無形固定資産</b>	<b>8</b>	繰延税金負債	378
ソフトウェア	8	役員退職慰労引当金	47
		役員株式給付引当金	6
<b>投資その他の資産</b>	<b>14,651</b>	<b>負債合計</b>	<b>5,861</b>
投資有価証券	1,112	<b>(純資産の部)</b>	
関係会社株式	2,928	<b>株主資本</b>	<b>10,730</b>
関係会社長期貸付金	10,598	資本金	2,237
その他	11	資本剰余金	3,056
<b>資産合計</b>	<b>16,880</b>	資本準備金	2,299
		その他資本剰余金	756
		<b>利益剰余金</b>	<b>5,513</b>
		利益準備金	351
		その他利益剰余金	5,162
		別途積立金	70
		繰越利益剰余金	5,092
		<b>自己株式</b>	<b>△77</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>289</b>
		その他有価証券評価差額金	289
		<b>純資産合計</b>	<b>11,019</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>16,880</b>

# 損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		804
営 業 総 利 益		804
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		309
営 業 利 益		495
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	22	
受 取 配 当 金	23	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	14	
そ の 他	1	61
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	6
経 常 利 益		550
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7	7
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	239	239
税 引 前 当 期 純 利 益		319
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7	
法 人 税 等 調 整 額	△1	6
当 期 純 利 益		312

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 金	資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
	資 本 金	資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	別 立 途 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	2,237	2,299	756	3,056	351	70	4,969
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△188
当 期 純 利 益							312
自 己 株 式 の 取 得							
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	123
当 期 末 残 高	2,237	2,299	756	3,056	351	70	5,092

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 値 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高	5,390	△77	10,606	92	92	10,699
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△188		△188			△188
当 期 純 利 益	312		312			312
自 己 株 式 の 取 得		△0	△0			△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				196	196	196
当 期 変 動 額 合 計	123	△0	123	196	196	320
当 期 末 残 高	5,513	△77	10,730	289	289	11,019

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社エスライン  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 浩 二 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスラインの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスライン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社エスライン  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 浩 二 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスラインの2018年4月1日から2019年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月16日

株式会社エスライン 監査等委員会

監査等委員（常勤） 辻 上 忠 範 ㊟  
監査等委員（社外取締役） 中 村 源 次 郎 ㊟  
監査等委員（社外取締役） 岡 本 実 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社グループは、企業価値の向上と株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、事業の効率化および拡大に必要な内部留保の充実を勘案しつつ、安定的な配当の継続と、当社グループの経営成績や経営環境の変化に応じた適切な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当社グループを取り巻く事業環境は依然厳しい状況ではありますが、上記の基本方針に基づき、また、株主の皆様のご支援にお応えするために、前期に比べ3円増配し、1株当たり普通配当18円とさせていただきたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金18円とし、その配当総額は199,707,426円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日


2019年6月28日といたしたいと存じます。


## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件



「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」（以下、本議案において「取締役」といいます。）9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。


また、本議案に関しましては、監査等委員会からは特段の意見はありませんでした。取締役候補者は、次のとおりであります。


候補者 番号	氏名	現在の当社における地位および担当	当事業年度における 取締役会への出席状況
1	再任 <small>やまぐち</small> 山口 <small>よしひこ</small> 嘉彦	取締役社長	21回/21回 (100%)
2	再任 <small>むらせ</small> 村瀬 <small>ひろぞう</small> 博三	取締役副社長（管理部門統括）	21回/21回 (100%)
3	再任 <small>くわばら</small> 桑原 <small>ひとし</small> 等	取締役（輸送関連業務担当）	21回/21回 (100%)
4	再任 <small>しらき</small> 白木 <small>たけし</small> 武	取締役（経営企画・財務・IR・ 統制業務担当）	21回/21回 (100%)
5	再任 <small>かとう</small> 加藤 <small>こういち</small> 孝一	取締役（輸送関連業務担当）	21回/21回 (100%)
6	再任 <small>あおき</small> 青木 <small>こういち</small> 浩一	取締役（総務・法務・広報業務担当）	21回/21回 (100%)
7	再任 <small>ほりえ</small> 堀江 <small>しげゆき</small> 繁幸	取締役（輸送業務担当）	21回/21回 (100%)
8	再任 <small>かさい</small> 笠井 <small>だいすけ</small> 大介	取締役（輸送業務担当）	21回/21回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	 <p>やま ぐち よし ひこ 山 口 嘉 彦 (1956年12月5日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1981年4月 当社入社 1988年11月 当社取締役労務課長 1994年2月 当社常務取締役 1998年6月 当社専務取締役 2005年6月 当社取締役社長 現在に至る</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>(株)エスラインギフ 取締役社長 (株)エスライン九州 取締役会長 (株)エスラインヒダ 取締役会長 (株)スリーエス物流 取締役会長 (株)エスライン奈良 取締役会長 (株)スワロー物流東京 取締役会長 (株)エスライン郡上 取締役会長 (株)スワロー急送 取締役会長 (株)エスラインミノ 取締役会長 (株)エスライン各務原 取締役会長 (株)エスライン羽島 取締役会長</p>	67,714株
<p>【取締役候補者とした理由】 2005年に取締役社長に就任して以来、当社グループの長および取締役会の議長としてリーダーシップを発揮し、業容拡大に向けグループ全社を牽引しております。また、運輸業界団体他関連団体の要職を歴任し、豊富な人脈と経験をもって業界および地域の発展に貢献してきたという実績を踏まえ、エスラインブランドのさらなる価値向上に向け、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	 <p>むら せ ひろ ぞう 村 瀬 博 三 (1945年3月29日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1970年3月 当社入社 1984年11月 当社取締役電算部次長 1990年6月 当社常務取締役 1998年6月 当社専務取締役 2006年10月 当社専務取締役（経営企画、人事、財務、IR、CSR担当） 2008年3月 当社専務取締役（経営企画、人事、財務、IR、CSR、内部統制担当） 2009年6月 当社取締役副社長（管理部門統括兼財務・経理業務担当） 2017年6月 当社取締役副社長（管理部門統括） 現在に至る</p>	306,814株
<p>【取締役候補者とした理由】 1984年に取締役に就任して以来、主に電算・経営企画・人事・財務担当を経て、2009年から取締役副社長を務めており、当社グループの経営全般に関する豊富な業務経験を有しております。その業務経験と管理部門の事業運営に関する知見をもとに、当社グループの持続的成長の実現のため、推進役として積極的に取り組んでいることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	 <p>くわ 桑 ばら 原 ひとし 等 (1944年12月 8 日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1963年 3 月 当社入社 1996年 6 月 当社取締役西日本事業部長 2002年 3 月 当社常務取締役 2006年10月 当社取締役(特積担当) 2009年 6 月 当社取締役(輸送業務担当) 2012年 2 月 当社取締役(輸送関連業務担当) (株)エスラインヒダ 取締役社長 現在に至る</p> <p>【重要な兼職の状況】 (株)エスラインヒダ 取締役社長</p>	5,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 1996年に取締役に就任して以来、主に当社の主力である特別積合せ輸送業務全般に携わり、そこで培った豊富な実績をもとに、2012年から当社子会社の取締役社長として、新規業務の拡大と、当社グループの収益拡大につながる多大な貢献をしていることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
4	 <p>しら き たけし 白 木 武 (1952年 9 月12日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1975年 4 月 当社入社 1998年 6 月 当社取締役電算センター部長 2006年10月 当社取締役(情報担当) 2009年 6 月 当社取締役(経営企画・統制業務担当) 2017年 6 月 当社取締役(経営企画・財務・IR・統制業務担当) 現在に至る</p>	38,072株
<p>【取締役候補者とした理由】 1998年に取締役に就任して以来、主に電算・経営企画・統制業務担当を務め、当社グループ内のシステム構築およびグループ会社の統制業務に関する豊富な業務経験を有しております。また、新中期経営計画の企画立案や、当社グループのブランド価値向上に向けた活動の責任者として取り組んでいることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
5	 かとう 藤 孝 いち 加 藤 孝 一 (1949年7月23日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1968年4月 当社入社 1987年8月 (株)宅配百十番一宮(現(株)スリーエス物流) 出向 2004年2月 (株)スリーエス物流 取締役社長 2005年6月 当社取締役 2009年6月 当社取締役(輸送関連業務担当) 現在に至る <b>【重要な兼職の状況】</b> (株)スリーエス物流 取締役社長	7,960株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 2004年に当社子会社の取締役社長に就任して以来、長きにわたりグループ会社の経営に携わり、そこで培った豊富な業務経験をもとに、当社グループの物流サービス部門およびホームサービス部門の収益拡大に多大な貢献をしていることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
6	 あお き こう いち 青 木 浩 一 (1956年12月11日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1980年4月 当社入社 2006年6月 当社取締役総務部部长 2006年10月 当社取締役(総務、法務、広報担当) 2009年6月 当社取締役(総務・法務・広報業務担当) 現在に至る	5,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 2006年に取締役に就任して以来、主に総務担当を務めており、当社グループにおける総務・法務関連業務をはじめ、時流に即した物流関連施設の建設計画の立案や、不動産関連事業等に関する豊富な業務経験を有しております。また、コーポレート・ガバナンス体制の強化をはじめ管理部門の運営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
7	 <p>ほり え じげ ゆき 堀 江 繁 幸 (1959年12月14日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1985年5月 当社入社 2006年6月 当社取締役岐阜ブロック長兼岐阜支店長 2006年10月 会社分割により当社取締役辞任 2009年6月 当社取締役(輸送業務担当) 現在に至る</p>	183,364株
<p>【取締役候補者とした理由】 2006年に取締役に就任して以来、主に当社の主力である特別積合せ輸送業務および物流関連事業全般に携わり、豊富な業務経験を有しております。そこで培った経験を活かし、当社グループの営業・輸送部門の統括責任者として、収益拡大と持続的な成長の実現のために取り組んでいることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
8	 <p>かさ い だい すけ 笠 井 大 介 (1971年5月11日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1994年3月 当社入社 2009年3月 (株)スワローロジックス 取締役社長 2012年6月 当社取締役(輸送関連業務担当) (株)エスラインミノ 取締役社長 2013年3月 (株)エスライン各務原 取締役社長 2015年6月 当社取締役(輸送業務担当) 現在に至る</p>	128,366株
<p>【取締役候補者とした理由】 2009年に当社子会社の取締役社長に就任して以来、複数のグループ会社の経営に携わり、物流関連事業についての多彩な業務経験を有しております。そこで培った経験を活かし、ホームサービス部門において、家電配送業務の事業拡大推進と収益構造の改革に取り組んでいることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1.(1) 取締役候補者山口嘉彦氏は、(株)エスラインギフの取締役社長および(株)エスライン九州、(株)エスラインヒダ、(株)スリーエス物流、(株)エスライン奈良、(株)スワロー物流東京、(株)エスライン郡上、(株)スワロー急送、(株)エスラインミノ、(株)エスライン各務原、(株)エスライン羽島の取締役会長を兼務し、これらの子会社は、当社の事業運営会社として主に貨物自動車運送事業（(株)エスラインギフは、その他に旅客自動車運送事業）を営んでおります。
- (2) 取締役候補者桑原 等氏は、(株)エスラインヒダの取締役社長を兼務し、この子会社は、当社の事業運営会社として主に貨物自動車運送事業を営んでおります。
- (3) 取締役候補者加藤孝一氏は、(株)スリーエス物流の取締役社長を兼務し、この子会社は、当社の事業運営会社として主に貨物自動車運送事業を営んでおります。
2. 取締役候補者山口嘉彦氏の所有株式数には、(有)美美興産（同氏およびその親族が株式を保有する資産管理会社）が所有する株式数1,323,240株を含めておりません。
3. その他の各取締役候補者と会社および子会社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件


監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。


なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。


また、本議案について監査等委員である取締役各氏の間で検討がなされましたが、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断しております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位および担当	当事業年度に おける取締役会 への出席状況	当事業年度に おける監査等委員会 への出席状況
1 新任	<small>むらせ あきじ</small> 村瀬 明治	取締役（内部監査担当）	21回/21回 (100%)	—
2 再任	<small>なかむらげんじろう</small> 中村源次郎	社外取締役（監査等委員）	19回/21回 (90%)	15回/15回 (100%)
3 再任	<small>おかもと みのる</small> 岡本 実	社外取締役（監査等委員）	21回/21回 (100%)	15回/15回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	 <p>むら せ あき じ 村 瀬 明 治 (1951年2月10日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</p>	<p>1973年3月 当社入社 2006年6月 当社取締役東京本部部長兼東京ブロック長 2006年10月 会社分割により当社取締役辞任 2008年2月 (株)スワロー物流東京 取締役社長 2012年6月 当社取締役 (輸送業務担当) 2019年3月 当社取締役 (内部監査担当) 現在に至る</p>	11,153株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 2006年に取締役に就任して以来、主に当社の主力である特別積合せ輸送業務および物流関連事業全般に携わり、豊富な業務経験を有しております。そこで培った経験と運輸業界全般に関する知見を監査業務に活かし、公正かつ適切に監査等委員としての職務を遂行できるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	 <p>なか むら げん じ ろう 中 村 源 次 郎 (1951年7月10日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p>	<p>1974年4月 (株)秋田屋本店入社 1976年6月 日本養蜂(株)代表取締役社長 現在に至る 1979年5月 ハネックス(株)代表取締役社長 現在に至る 1998年7月 (株)秋田屋本店代表取締役社長 現在に至る 2005年6月 当社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役 (監査等委員) 現在に至る</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b> (株)秋田屋本店 代表取締役社長 日本養蜂(株) 代表取締役社長 ハネックス(株) 代表取締役社長</p>	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> これまで培ってきた企業経営全般に関する経験と高い見識を活かし、取締役会においても積極的な意見を述べられるなど、社外取締役としての職責を果たしておられます。また、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大きな貢献をしていることから、今後も公正かつ適切に監査等委員としての職務を遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>			

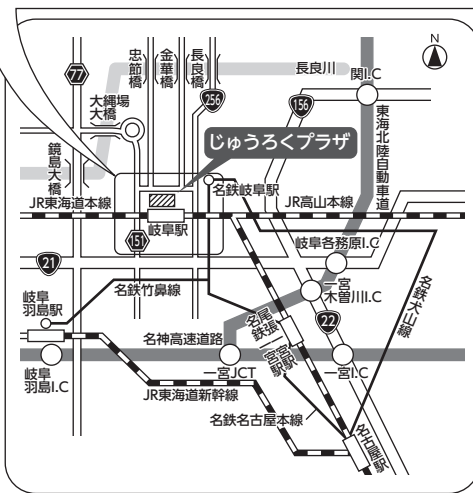
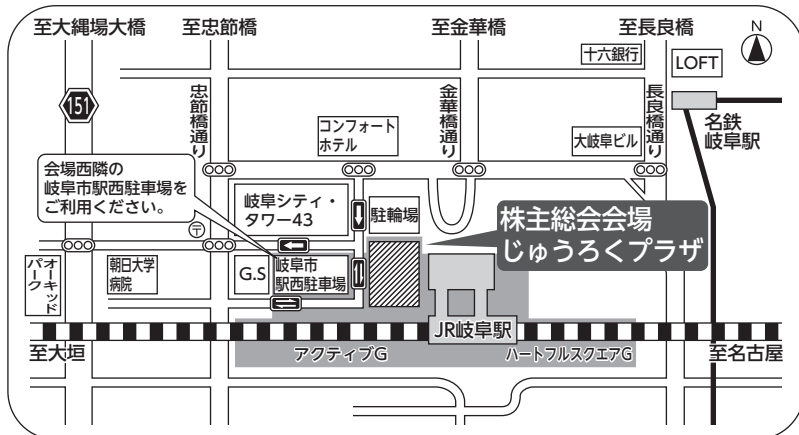
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	 <p>おかもと みのる 岡本 実 (1948年3月24日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p>	<p>1970年4月 (株)岡本工機入社 1975年4月 同社取締役 2004年9月 (株)アクト・デザインズ代表取締役社長 2012年6月 当社社外監査役 2013年2月 (株)アクト・デザインズ代表取締役会長 現在に至る 2015年6月 当社社外取締役(監査等委員) 現在に至る</p> <p>【重要な兼職の状況】 (株)アクト・デザインズ 代表取締役会長</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 企業経営に関する豊富な経験と高い見識をもとに、取締役会においても積極的な意見を述べられるなど、社外取締役としての職責を果たしておられます。また、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大きな貢献をしていることから、今後も公正かつ適切に監査等委員としての職務を遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者村瀬明治氏は、本総会終結の時をもって当社取締役を退任されま  
す。
2. 中村源次郎氏は、社外取締役候補者であり、また、当社が上場する金融商品取引所(株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所)が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
3. 社外取締役中村源次郎氏の、当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。
4. 岡本 実氏は、社外取締役候補者であり、また、当社が上場する金融商品取引所(株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所)が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
5. 社外取締役岡本 実氏の、当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。
6. 各監査等委員である取締役候補者と会社および子会社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

# 株主総会会場ご案内図

(会場) じゅうろくプラザ 5階 大会議室  
 岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11  
 T E L. (058) 262-0150(代)



## 〔交通機関のご案内〕

- JR岐阜駅より…………… 徒歩/約2分
- 名鉄岐阜駅より…………… 徒歩/約7分
- 岐阜各務原I.C.より約10km…………… 車/約20分
- 岐阜羽島I.C.より約15km…………… 車/約30分

## 〔駐車場のご案内〕

- 岐阜市駅西駐車場  
 ※会場受付にて駐車サービス券をご用意しておりますので、岐阜市駅西駐車場をご利用ください。  
 ※じゅうろくプラザ駐車場は有料です。ご了承ください。
- 会場建物内および周辺は全面禁煙となっておりますので、ご了承ください。



見やすいユニバーサルデザイン  
 フォントを採用しています。

